

労働災害を防止するためには…

雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要なお教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

令和7年度
安全衛生教育促進運動
実施要領



安全衛生法により義務付けられている安全衛生教育

<p>雇入れ時教育</p>	<p>職長教育</p>	<p>各種安全衛生教育 一覧▶ </p>	
<p>特別教育を必要とする危険有害業務一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アーク溶接 ● テールゲートリフター操作 ● 電気自動車等の整備 など 	<p>免許・技能講習等が必要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クレーン等の運転 ● 玉掛けの業務 ● ボイラーの取扱い など 	<p>作業主任者の選任が必要な業務一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定化学物質作業主任者 ● 有機溶剤作業主任者 ● 石綿作業主任者 など 	<p>努力義務とされている教育</p> <p>NEW 高年齢労働者に対する教育 (R8.4~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職長・安全衛生責任者等に対する再教育


令和7年度化学物質管理強調月間

あなたの職場にいますか？

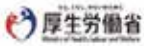
化学物質管理者

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2 月は**化学物質管理強調月間**

関連情報は 有設サイトへ 

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

 厚生労働省

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」 (令和8年2月1日~28日)

広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する知識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、令和7年2月より「化学物質管理強調月間」が新たに設けられ、昨年に続き二回目の月間となります。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメントの対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。